

審議事項（２）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

＜追加検討＞ 元本保証のある物価連動国債における償却原価法の適用

前回（第21回）金融商品専門委員会 資料2 7ページから

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応案
物価連動国債における償却原価法の適用 27 項	償却原価法が適用される場合、海外における元本保証のある物価連動国債は、従来、発行時点で償還額が未確定であることから償却原価法も適用していないが、今後、償却原価法を適用することになるのか。（全国銀行協会）	適用することとなると考えられる（金融商品 Q&A Q24-2 参照）。

（検討ポイント）

元本保証のある物価連動国債（海外発行など）については、「その他有価証券」に分類することができるが、従来、発行時点で償還額が未確定であることから償却原価法を適用していない場合がある。今後、償却原価法を適用することとなるにしても、従来、償却原価法を適用していない場合、以下のような会計処理を行うことが可能か。⇒専門委員会では可能とされた

「償却原価の適用上、本適用指針が適用される事業年度の期首の帳簿価額（時価評価差額を洗い替えた後の金額）を取得原価とみなして、期首から満期日までの期間にわたり、適用指針第27項に準じて償却原価法を適用することができる。」

（理由）

- ① 本来は、償却原価法は、将来CFを合理的に予測できる場合には、その予測に基づいて適用される（金融商品Q&A Q24-2参照）と考えられるが、明確に示されてはいなかった。
- ② 金融商品会計基準の導入時に、「適用初年度においては、前事業年度末の帳簿価額を取得原価とみなして、期首から満期日までの期間にわたり、利息法又は定額法に基づき償却原価法を適用する」（実務指針199項参照）措置があった。

償却原価法の適用

199. 償却原価法が適用される債券（満期保有目的の債券及びその他有価証券に含まれる債券）について、会計方針として利息法を採用する場合においても、適用初年度の前事業年度末に保有するものに既に定額法に基づく償却原価法に準ずる方法による処理を行っているときには、当該残高を利息法に基づく処理に変更せずに、従来の処理を継続することができるものとする。それ以外の場合には、適用初年度においては、前事業年度末の帳簿価額を取得原価とみなして、期首から満期日までの期間にわたり、利息法又は定額法に基づき償却原価法を適用する。

（今後の対応）

既に元本保証のある物価連動国債（海外発行など）については、今回の適用指針による改正対象ではない。このため、全銀協の通達（Q&A）にて対応して頂いてはどうか。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。